

広島県選挙管理委員会告示第六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条の規定に基づき提出された政治団体の収支報告書を改める旨の報告があったので、次のとおり公表する。

平成二十二年二月十二日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

平成二十二年広島県選挙管理委員会告示第五十六号別冊（政治団体の収支報告書の要旨）中、平成二十一年一月二十八日提出の「自由民主党瀬戸内支部」の平成二十年分収支報告書要旨について、次表のとおり改める。

政治団体の名称	訂 正 前	訂 正 後	訂正願受理年月日
自由民主党瀬戸内支部	収入・支出の総額 支出総額 翌年への繰越額 支出の内訳 経常経費 備品・消耗品費 事務所費 6,854,399 円 367,134 円 6,854,399 円 2,816,039 円 676,048 円 339,991 円	収入・支出の総額 支出総額 翌年への繰越額 支出の内訳 経常経費 備品・消耗品費 事務所費 6,945,182 円 276,351 円 6,945,182 円 2,906,822 円 529,138 円 577,684 円	平成二十二年 一月二十七日